

会議録

開催日時	平成30年11月28日（水）午後2時から午後4時15分
開催場所	一色地域交流センターコンベンションホール（3階）
出席者	構成員20名（欠席：なし） 名古屋E&J法律事務所 籠橋弁護士始め4名 市長、事務局（産業廃棄物対策室長、三矢主任主査、鈴木主事）
会議名	第2回西尾市産廃処分場問題に関する市民情報共有会議
内容	<p>事務局から連絡事項</p> <p>前回の会議で、製造業の方が参画していないとのご意見を受け、今回の会議から、社長が西尾機械工業会の会長を務められる株式会社杉浦製作所様にご参画いただくこととなった。</p> <p>1 市長あいさつ</p> <p>本日は、ご多用の中、第2回西尾市産廃問題に関する市民情報共有会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今、地区別で「市長と語る市政懇談会」を行っている。今回は、通常と違い、重点テーマに絞って行っており、この産廃問題も取り上げている。</p> <p>市民の方々へ深刻さが伝わっていないと実感している。しかし、問題の内容を説明させていただくと、「ここに産廃処分場が出来てはいけない」という認識を多くの方に持っていただけたと思う。</p> <p>課題は、どの様に市民の声を大きくしていくのか。ということになる。そのためにも、正しい情報を得ていただいて共有、拡散する事が大事になると思う。その様な意味からもこの会議は、有意義な場であるので是非とも情報を共有をしていただくとともに、ご意見やご質問があれば遠慮せずに出していただきたい。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>2 産廃処分場問題に関するこれまでの経緯について</p> <p>経緯について市長から説明。内容は以下のとおり。</p> <p>産廃問題に係る、過去からの経緯について、私からご報告させていただきます。</p> <p>新たな産廃処分場問題は、平成25年の9月に中日新聞に掲載された記事により表面化しました。</p>

旧一色町と、現在、一色町生田竹生新田地内において計画地の用地買収を進める三重県の業者の関係は、合併前の平成21年6月に遡り、放置された産廃跡地の土地利用、問題解決について相談を受けたのが始まりであります。

その後、業者主導で産廃跡地内部の影響調査や、調査結果を公にしない秘密保持契約の締結を経て、合併を迎えました。

合併後の平成23年9月に市は、業者から産廃跡地に係る影響調査の報告を受け、平成24年7月には、市と業者による情報交換会が始まりました。

情報交換会の内容としましては、跡地をこの先も放置した場合の危険性について、市職員の不安を煽るような説明、その不安を解消するためには、放置された産廃跡地の廃棄物の無害化が必要不可欠で、跡地の廃棄物を掘り返し、焼却施設により無害化処理を行った後に、同時に整備した新たな最終処分場において埋立て処理するものでありました。この場で協議された計画は、平成25年7月に市幹部及び一色地区選出の市議会議員に対して説明が行われています。

その後の情報交換会では、市幹部による計画用地買収に係る発言があったことも事実ですが、業者は、市との協議とは別に、独自に計画用地の買収を進めており、市自身が買収に関与した事実はありません。また、市議会の平成25年9月定例会一般質問におきましても、産廃跡地問題を解決するための“一つの案”として答弁されております。

しかし、市幹部と業者の情報交換会では、新たな産廃処分場建設に係る協議が先行し、産廃跡地浄化の方法につきましては、各種のリスクが存在するにも関わらず、詳細な説明を市は受けていませんでした。

リスクの一つに、廃棄物を掘り返す場合には、国が示したガイドラインに基づく適正な措置が図られるものでありますが、このガイドライン自体の説明もありませんでした。また、跡地は、数十人の共有地であることから、民法上、一人でも地主が反対すれば掘り返しは不可能となります。また、三河湾に面すること、一色中学校に近接することなどから、掘り返しに伴う各種の公害問題の発生、地場産業に与える風評被害対応などについても一切の報告、協議はありませんでした。

当時の市としては、掘り返しが可能で大きな問題もなければ、放置された産廃処分場問題は解決されるものと、大きな思い込みを抱く結果となりました。

なお、情報交換会は、平成26年1月までの間に、計10回にわたり行われ、その後、業者からの秘密保持契約の破棄が行われました。

市が、産廃跡地の考え方を改めるきっかけとなったのは、平成26年12月に有識者や地場産業関係者、市民代表の方々による“一色地区産廃跡地問題地域会議”の立ち上げであります。この会議の中では、誰もが反対する新規産廃処分場に頼らない、跡地の解決手法が協議されて行きました。また、折しも、愛知県が発表した、南海トラフ地震による被害想定も、新たな産廃処分場建設に疑問を投げかけるものであります。

計画地周辺の津波予想や液状化などの問題が、更なる被害を拡大させる危険性が考えられたためです。その危険性を証明したのが、昨年8月に立ち上げました“産廃処理施設建設計画影響調査研究会”からの報告でありました。

市としましては、平成25年7月に受けました、産廃跡地問題に係る提案については、市の公式な立場としては新規産廃処分場容認の決定には至っていません。また、前市長を含め、建設に同意する旨の決裁行為がないことも事実であります。

その根拠としましては、市議会における榊原前市長を始めとした、市幹部職員による発言にあります。

平成26年6月定例会一般質問におきまして、前市長は「私は、新しい産廃施設を始めようと言った覚えはない。」また、同一般質問において当時の副市長は「西尾市は、ゴーサインを出しているわけではない。ただ、こういった提案があったという認識である。」と、そして当時の環境部長は「市有地の買収に応じる覚えはない。」と答弁されています。

また、平成29年3月定例会の施政方針質問で、榊原前市長は、「異変があれば直ちに愛知県と連携して行政代執行を視野に入れ必ずきれいにするという決意でいる、このことで、新しい産廃処分場を建設する必要はないと考えている。」との答弁をされました。当時の市のトップや幹部職員が、公の場でこのように答弁され、私自信も直接その答弁を聞いています。

現在の市の姿勢は、産廃跡地問題地域会議や産廃建設計画影響調査研究会からの、それぞれの提案をしっかりと受け止め、前に進めることにあります。現在、産廃問題に対して真摯に対応するため、新たに、産業廃棄物対策室を設け対応に当たっています。

私自身、残念な思いは、水面下での業者との協議は、産廃跡地の危険性をあおられるなど市の弱みに付け込まれたものであったとしても、市民に対して誤解を招く対応であったと考えています。

過去からの事実を知っていただくために、今回、私自ら報告させていただくことといたしました。

以上が、産廃問題に係る過去からの経緯でございます。

顧問弁護士から法的な見解について説明

まず、廃棄物処分に係る問題としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、通称「廃掃法」と呼ばれるものがある。

産業廃棄物については県の責任、一般廃棄物については市町村で対応するという法律の構造になっている。産業廃棄物処分場については、県が許可を行う立場になっている。

本件の跡地については、許可が取り消されて今日まで至っている。この跡地の問題について、西尾市がどういう権限を持っているのかということ、新たに計画されている処分場に関する2つの問題について話をします。

過去の問題に関しては、現在許可が取り消された状態。処分場ではない状態。法律の改正がされ、許可が取り消された後も管理をしなければならないという議論もあるが、本件は取り消された時期が古いので該当しない。跡地でしかない。土壌汚染対策法で管理されるのが原則的な考え方といえる。

土壌汚染の問題は、原則として非常に慎重に対応しなければならないというのが国の考え方。今日の市長の話にもあったが、むやみに掘り起こさず、安定しているものは原則そっとしておくということ。掘り起こしたり移動させるプロセスで拡散するなどの問題が起こるので、封じ込めるなどして安定させておくというのが、一番いい方法だろうとされている。地域会議の専門家による提言も、そういった発想に基いていると思われる。

この問題に関する権限は、県にあるので、市は、県に対して問題があれば対応をお願いする立場。

別に、水質汚濁防止法があるが、この法律は、特定事業場が対象になっている。跡地は廃棄物処分場そのものに指定されていないので、特定事業場には当たらないと思われる。また、水質についても権限は県にあるため、市が独自に条例をつくるなどの対策を取らない限り、市の権限は及ばない。

ただし、廃掃法には、市町村にも調査権限がある。廃棄物が埋まっている疑いがあるような場所を独自に事業場と定義し、その事業場に関しては市町村も調査ができるという条文がある。

新しく計画されている処分場に関して、過去の経緯の説明がありましたが、これについてどのような

問題が起こるのか、私どもも検討しております。過去に市が何らかの応援をした場合に、自治体に責任があるか。過去の裁判例を見ると、自治体に許認可権がある場合、あるいは当該開発に関して自治体が独自の開発計画を立て、自治体が主体で行うような場合など市の権限がある場合に、それを裏切れば、何らかの責任があると考えられる。

あるいは、市と事業者が契約があるといった強い協同関係がある場合、一定の責任が生じる可能性がある。

新たな産業廃棄物処分場について、市に権限は無い。

あの地域について、市が独自に開発計画を立てて積極的に誘致をした開発計画とは、議会も含め公に議論されて、市の決断として正式に決められ計画が実施されたものがあれば、積極的な面がある。

本件にその様な事実は存在しない。水面下で色々な議論があったとしても、公式に決まったことは何1つ存在しない。そういう点では、契約のような強い協同関係あるように思われたい。

従って、この問題に関して、何らかの市の責任が発生する余地が無いに等しいと思われる。

例えば、マラソンの応援をしていて、応援していた人が負けた場合に応援していた人に負けたことについて責任が及ぶかという、応援していた人に責任は無い。それとほぼ同じで、市に権限はないので関わりの程度が非常に低い。結果が実らなかったとしても責任が発生するものではない。

もう1つ重要なのは、行政というのは、独自に判断しなければならないという領域が存在する。過去のいきさつやしがらみがあったとしても、行政として現時点で最も正しい判断、行為をしなければならないという別の使命がある。その点からいうと、その時の新しい事情により市長が新しい決断をした事については、忠実義務に沿ったものであるといえる。

本件では、市長の説明にもあったが、掘り起こすことの問題点、液状化の問題など幾つかの事情が明らかになり、自治体としての最善の判断を行うのは市長の義務であるため、義務の履行に責任が生じるということは無いのではないかとと思われる。

弁護団としては、市にどれだけの法的な関わりがあったのか。新しい事象に対して市として積極的に決断しなくてはならないという忠実義務の観点。この2つから検討を進めているところ、現時点でこの問題は、法的に問題があるとは思えないというのが弁護団の見解である。

【質疑応答】

委員：地域の人々の反対が出ていない。新しく造られようとしている産廃処分場の事を知らない人が多いと思う。これをどの様に市民に拡散するかが問題であると思われる。まだまだ、反対している人は少数派と感じる。

先日、一色の漁港や市場、えびせんべいの工場を見たが、一色には素晴らしい産業、文化がある。これを知れば、ここに産廃処分場を造ってはいかんなと皆が感じると思う。

今後、市として、どの様に市民にアピールしたらよいかをご質問したい。

市：今年、世論調査を行ったところ、一色の産廃問題を知っている方は約5割。半数の方が知らない。市としては、広報、HP、出前講座を使い周知を進めていく。それと同時に、今年5月に立ち上がった産廃建設阻止！西尾市民会議と協働しながら、周知に取り組んでいきたいと考えている。

委員：具体的には、まだ決まっていないか。

市：現在は、出前講座に1人でも多くの方に参加していただくことしかない。

出前講座については、以前より依頼が多く来ている。以前は一色地区のみであったが、少しずつ

西尾全体に広がりつつあるので、関心が高まってきていると感じる。

委員：事務局（産業廃棄物対策室）に依頼すると、説明会を開催してもらえるのか。

市：そのとおりである。

委員：この会議は、建設反対の声を挙げるための会議か。

そうした場合、17万人の市民から出たゴミはどうするのか。その解決が無いとどうするのか。

自分は車に乗るが、自分の家の前に道が通るのは嫌だと同じ論法である。展望はあるか。

私は、賛成、反対どちらでもないが、反対とした場合に、その展望がないと前に進まない。

市：この会議は、何かを決めるものではない。賛成反対ではなく、あくまで情報共有が目的。

市の立ち位置としては、産廃処分場はどこかに必要であると考え。しかし、現在の計画地は、南海トラフ地震があった際に大きな影響があると有識者から言われているため、そういった場所に建設することは、市として認められない。従って今の建設予定地は、反対。

ゴミをどうするかという問題については、愛知県が第3セクターで行うアセックという処分場が武豊にある。こちらは、まだ十分余裕がある。

アセックが出来る前は、別の場所に第3セクターの処分場があった。そこが一杯になったのでアセックが造られた。

委員：17万人の市民の出したゴミは、武豊のアセックが受け入れてくれるということか。

市：受け入れ基準はあるが、基準に適合していれば反対することはないと思われる。

委員：有識者の会議で、ここは産廃処分場として適地ではないという結論が出ている。

今、我々が反対しないと、我々の生活圏がなくなってしまう。それについてどう思われるか。

あなたの家の前に、できたらどうか。

委員：私は、賛成でも反対でもない。今後どうするかという展望が、市のビジョンとして無いと話が詰まってしまう。

今の話で、アセックがあり、それで展望が開けるのであれば、良いことである。

委員：今、ここで生活している人の子や孫が生活する時代が来る。今、我々が反対しないといけない。

建設された後では、どうにもならない。危機感が無いように感じる。

市：この中に、産業廃棄物を出す立場の方もいらっしゃるもので、中立的な立場も十分理解できる。

排出者には、そのゴミが適正に処理されるまで排出者責任がある。被害が生じるような処分場に出すと、責任が問われることもある。その辺りについて、市からの説明が十分で無かった。申し訳ありません。

委員：展望は大切である。個人的には反対であるが、どこかには必要である。

自分たちもゴミを出している。そのゴミをどの様に減らすかといいうことも大切である。

市として、もっとリーダーシップを取ってほしい。現状を説明して、後は個人的にやってください。これでは、1つにはならない。柱としてリーダーシップを取ってほしい。

弁護士の方から、法律的に市に権限は無いと言われたが、道理的には色んなものがあると思う。

知事がハンコを押せば、許可されてしまう現状があるのであれば、法律だけで戦うのは難しい。

そうさせないために、リーダーシップを取って展望を出してほしい。そうでなければ、この会議は無意味である。

市：市は地方自治体。上級官庁として愛知県がある。他の分野に影響が出る可能性も否定できない。熊本市の水俣市は、産廃処分場計画の追い払いに成功している。岐阜県の御嵩町では、市民の方々が危機感を感じて、大きな市民の反対の輪が許可権者である県を動かしている。行政として、出来る範囲と出来ない範囲がある。当然、市民の皆様も出来る範囲と出来ない範囲がある。双方が出来る範囲を少しでも大きくしていくことが、この問題の解決に直結すると思われる。市民の方々とタイアップして反対の声を大きくしていきたいと考えている。

委員：例えば、市役所庁舎にポスター、看板等で大きく「産廃反対」と掲げることはできるか。

市：弁護士と協議する。

委員：もし、出来るのであれば協力します。

委員：この問題のタイムリミットはあるか。

市：業者から計画書は出ていない。

申請が出た後も、正式な許可が出るまでは反対の声を届けるべきである。

委員：西尾市民としては、私も反対である。

しかし、ゴミを減らす事についても市がリーダーシップを取ってほしい。

市：各家庭から出るゴミは一般廃棄物である。産業廃棄物は工場等の事業者から出るものである。

事業者から出るゴミの排出者責任について、今後も周知していく。

委員：産業廃棄物と一般廃棄物を別だと思っはいけない。

委員：家庭で使う物を作るために、産業廃棄物も出る。

市：当然、我々も間接的に産業廃棄物を出している。

混ぜればゴミ分ければ資源という言葉もある。県内における西尾市のゴミのリサイクル率は、下から数えた方が早い。その件については、ごみ減量課とタイアップして少しでもゴミを減らすようしたい。

(→ 産廃説明会でチラシの配布を行ってはどうか。職員から簡単な説明があるとなお良いが、産廃反対の話がボヤけないように注意が必要である)

質疑応答後、市長は別の公務のため退席

3 産廃処分場計画地の現地視察について（資料1）

4 一色地区一般廃棄物最終処分場の現地視察について（資料2）

市のバスで、両施設へ現地視察を行った。

説明は、事務局と環境事業所所長。

現地視察後、一色地域交流センターへ戻り駐車場で解散し会議終了。

以上で会議終了 午後4時15分